

◎千九百七十四年の海上における人命の安全  
のための国際条約

(略称) 一九七四年海上人命安全条約

昭和四十九年十一月一日	ロンドンで作成
昭和五十五年五月二十五日	効力発生
昭和五十五年四月二十五日	国会承認
昭和五十五年五月九日	加入の閣議決定
昭和五十五年五月十五日	加入書寄託
昭和五十五年五月二十四日	公布及び告示
昭和五十五年五月二十五日	(条約第一六号及び外務省告示第一九七号) 我が国について効力発生

目 次

前文

第一条 この条約に基づく一般的義務

第二条 適用

第三条 法令

第四条 不可抗力の場合

一九七四年海上人命安全条約

第五条 非常の際の人の運送	八〇〇
第六条 従前の条約	八〇一
第七条 合意によつて作成される特別規則	八〇一
第八条 改正	八〇二
第九条 署名、批准、受諾、承認及び加入	八〇五
第十条 効力発生	八〇五
第十二条 廃棄	八〇六
第十三条 寄託及び登録	八〇六
用語	八〇六
末文	八〇七
○附屬書	八〇八
第一章 一般規定	八〇八
A部 適用・定義等	八〇八
第一 規則 適用	八〇八
第二 規則 定義	八〇八
第三 規則 適用除外	八〇九
第四 規則 免除	八一〇
第五 規則 同等物	八一〇

B部 檢査及び証書………

八一一

第六 規則 檢査………

八一一

第七 規則 旅客船の検査………

八一一

第八 規則 貨物船の救命設備その他の設備の検査………

八一四

第九 規則 貨物船の無線設備及びレーダーの検査………

八一四

第十 規則 貨物船の船体、機関及び設備の検査………

八一四

第十一 規則 檢査後における状態の維持………

八一五

第十二 規則 証書の発給………

八一五

第十三 規則 他の政府による証書の発給………

八一七

第十四 規則 証書の有効期間………

八一七

第十五 規則 証書の様式………

八一八

第十六 規則 証書の掲示………

八一八

第十七 規則 証書の認容………

八一八

第十八 規則 証書の附属の文書………

八一九

第十九 規則 監督………

八二〇

第二十 規則 特権………

八二〇

C部 海難………

第二十一 規則 海難………

八二〇

## 第二十一章 構造(区画及び復原性並びに機関及び電気設備)……………八二一

A部 総則……………	八二一
第一 規則 適用……………	八二一
第二 規則 定義……………	八二三
第三 規則 可浸長……………	八二五
第四 規則 浸水率……………	八二五
第五 規則 区画室の可許長……………	八二八
第六 規則 区画に関する特別規則……………	八三五
第七 規則 損傷状態にある船舶の復原性……………	八三八
第八 規則 バラスト……………	八四一
第九 規則 船首尾隔壁、機関区域隔壁、軸路等……………	八四二
第十 規則 二重底……………	八四三
第十一 規則 区画満載喫水線の指定、標示及び記載……………	八四四
第十二 規則 水密隔壁等の構造及び最初の試験……………	八四五
第十三 規則 水密隔壁の開口……………	八四七
第十四 規則 限界線の下方の外板の開口……………	八五八
第十五 規則 水密戸、舷密等の構造及び最初の試験……………	八五八
第十六 規則 水密甲板、トランク等の構造及び最初の試験……………	八五九

第十七 規則 限界線の上方の水密性	八五九
第十八 規則 旅客船のビルジ排水設備	八六〇
第十九 規則 旅客船及び貨物船に対する復原性資料	八六六
第二十 規則 損傷制御図	八六七
第二十一 規則 水密戸等に関する標示並びに定期的な操作及び検査	八六七
第二十二 規則 航海日誌への記録	八六七
C部 機関及び電気設備	八六八
第二十三 規則 総則	八六八
第二十四 規則 旅客船の主電源	八六九
第二十五 規則 旅客船の非常電源	八六九
第二十六 規則 貨物船の非常電源	八七一
第二十七 規則 電擊、火災その他の電気的危険の予防手段	八七三
第二十八 規則 後進の手段	八七六
第二十九 規則 操舵装置	八七六
第三十 規則 電動操舵装置及び電動油圧操舵装置	八七八
第三十一 規則 旅客船の非常設備の位置	八七九
第三十二 規則 船橋と機関室との間の通信	八八〇
第一二二章 構造(防火並びに火災探知及び消火)	八八〇

A部 総則	七八四
第一 規則 適用	八八〇
第二 規則 基本原則	八八二
第三 規則 定義	八八三
第四 規則 火災制御図	八八九
第五 規則 消火ポンプ、消火主管、消火栓及び消火ホース	八九〇
第六 規則 雜項目	八九五
第七 規則 消火器	八九五
第八 規則 固定式ガス消火装置	八九七
第九 規則 機関区域の固定式あわ消火装置	九〇〇
第十 規則 機関区域の固定式高膨脹あわ消火装置	九〇一
第十一 規則 機関区域の固定式加圧水噴霧装置	九〇一
第十二 規則 自動スプリンクラ装置(火災警報及び火災探知の装置を内蔵するもの)	九〇三
第十三 規則 自動火災警報探知装置	九〇七
第十四 規則 消防員装具	九一一
第十五 規則 消火設備の迅速な利用	九一二
第十六 規則 代用物の認容	九一二
B部 三十六人を超える旅客を運送する旅客船の火災安全措置	九一二

第十七 規則 構造	九一二
第十八 規則 主垂直区域及び水平地域	九一三
第十九 規則 主垂直区域内の隔壁	九一四
第二十 規則 隔壁及び甲板の保全防歓性	九一五
第二十一 規則 脱出設備	九二八
第二十二 規則 居住区域及び業務区域の階段及び昇降機の保護	九三〇
第二十三 規則 「A」級仕切りの開口	九三一
第二十四 規則 「B」級仕切りの開口	九三三
第二十五 規則 通風装置	九三五
第二十六 規則 窓及び舷窓	九三八
第二十七 規則 可燃性材料の制限	九三八
第二十八 規則 雜項目	九四〇
第二十九 規則 自動スプリンクラ（火災警報及び火災探知の装置を内蔵するもの） 又は自動火災警報探知装置	九四一
第三十 規則 特殊分類区域の保護	九四一
第三十一 規則 特殊分類区域以外の貨物区域であつて、自走用の燃料をタンクに 有する自動車を積載するためのものの保護	九四六
第三十二 規則 火災巡視等の維持及び消火設備に関する規定	九四七
第三十三 規則 燃料油、潤滑油その他の可燃性油に関する措置	九四五

第三十四規則 機関区域の特別措置	九五八
C部 三十六人以下の旅客を運送する旅客船の火災安全措置	九五九
第三十五規則 構造	九六〇
第三十六規則 主垂直区域	九六一
第三十七規則 「A」級仕切りの開口	九六一
第三十八規則 「A級」仕切りの保全防熱性	九六三
第三十九規則 居住区域の機関区域、貨物区域及び業務区域からの隔離	九六三
第四十規則 居住区域及び業務区域の保護	九六三
第四十一規則 甲板床張り	九六五
第四十二規則 居住区域及び業務区域の階段及び昇降機の保護	九六五
第四十三規則 制御場所及び貯藏室の保護	九六五
第四十四規則 窓及び舷窓	九六六
第四十五規則 通風装置	九六六
第四十六規則 構造細目	九六六
第四十七規則 火災探知装置及び消火設備	九六七
第四十八規則 脱出設備	九七一
第四十九規則 内燃機関に使用される燃料油	九七三
第五十 規則 機関区域の特別措置	九七三

D部 貨物船の火災安全措置.....

九七四

第五十一規則 総トン数四千トン以上の貨物船(この章のE部の規定が適用されるタンカーを除く。)..... 九七四  
に関する一般要件

第五十二規則 消火設備..... 九七六

第五十三規則 脱出設備..... 九八〇

第五十四規則 機関区域の特別措置..... 九八一

E部 タンカーの火災安全措置..... 九八二

第五十五規則 適用..... 九八二

第五十六規則 区域の配置及び隔離..... 九八三

第五十七規則 構造..... 九八三

第五十八規則 通風..... 九八五

第五十九規則 脱出設備..... 九八九

第六十規則 貨物タンクの保護..... 九九〇

第六十一規則 固定式甲板あわ装置..... 九九一

第六十二規則 固定式イナート・ガス装置..... 九九四

第六十三規則 貨物ポンプ室..... 九九六

第六十四規則 消火ホースのノズル..... 九九七

F部 現存旅客船の特別火災安全措置..... 九九七

第六十五規則 適用	九九七
第六十六規則 構造	九九八
第六十七規則 主垂直区域	九九八
第六十八規則 居住区域の機関区域、貨物区域及び業務区域からの隔離	九九九
第六十九規則 第一方式、第二方式及び第三方式に係る適用	一〇〇〇
第七十 規則 階段の保護	一〇〇一
第七十一 規則 昇降機(旅客用及び業務用)、採光用及び通風用の垂直トランク等の保護	一〇〇一
第七十二 規則 制御場所の保護	一〇〇二
第七十三 規則 貯蔵品室等の保護	一〇〇二
第七十四 規則 窓及び舷窓	一〇〇三
第七十五 規則 通風装置	一〇〇三
第七十六 規則 雜項目	一〇〇三
第七十七 規則 略面	一〇〇三
第七十八 規則 映写用フィルム	一〇〇三
第七十九 規則	一〇〇四
第八十 規則 消火ポンプ、消火主管装置、消火栓及び消火ホース	一〇〇四
第八十一 規則 水災探知及び消火の要件	一〇〇四
第八十二 規則 消火設備の迅速な利用	一〇〇五

第八十三規則 脱出設備	一〇〇五
第八十四規則 非常電源	一〇〇六
第八十五規則 招集及び訓練	一〇〇六
<b>第二章 救命設備等</b>	
第一規則 適用	一〇〇七
A部 総則	一〇〇八
第二規則 定義	一〇〇八
第三規則 免除	一〇〇九
第四規則 救命艇、救命いかだ及び救命浮具の迅速な利用	一〇〇九
第五規則 救命艇の構造	一〇一〇
第六規則 救命艇の容積	一〇一二
第七規則 救命艇の収容能力	一〇一五
第八規則 積載すべき発動機付救命艇の数	一〇一六
第九規則 発動機付救命艇以外の機械推進装置付救命艇の仕様	一〇一七
第十規則 発動機付救命艇以外の機械推進装置付救命艇の仕様	一〇一八
第十一規則 救命艇の、儀、装品	一〇一八
第十二規則 救命艇の、儀、装品の定着	一〇一二
第十三規則 救命用の端艇及びいかだのための持運び式無線装置	一〇一三

第十四 規則 発動機付救命艇の無線電信設備及び探照燈	一〇二二
第十五 規則 膨脹式救命いかだの要件	一〇一四
第十六 規則 固型救命いかだの要件	一〇一七
第十七 規則 膨脹式救命いかだ及び固型救命いかだの装備品	一〇二八
第十八 規則 救命いかだの使用についての訓練	一〇三〇
第十九 規則 救命艇及び救命いかだへの乗込み	一〇三一
第二十 規則 救命艇、救命いかだ及び救命浮器の標示	一〇三一
第二十一 規則 救命浮環の仕様	一〇三三
第二十二 規則 救命胴衣	一〇三五
第二十三 規則 救命索発射器	一〇三六
第二十四 規則 船舶の遭難信号	一〇三六
第二十五 規則 非常配置表及び非常措置	一〇三七
第二十六 規則 招集及び訓練	一〇三八
<b>B 部 旅客船</b>	
第二十七 規則 救命艇、救命いかだ及び救命浮器	一〇四〇
第二十八 規則 短国際航海に従事する船舶のダビット及び救命艇の容積に関する表	一〇四三
第二十九 規則 救命艇、救命いかだ及び救命浮器の積付け及び取扱い	一〇四五
第三十 規則 甲板、救命艇、救命いかだ等の照明	一〇四八

第三十一規則 救命艇及び救命いかだへの人員の配置	一〇四九
第三十二規則 資格のある救命艇手	一〇四九
第三十三規則 救命浮器	一〇五〇
第三十四規則 救命浮環の数	一〇五一
<b>C部 貨物船</b>	
第三十五規則 救命艇及び救命いかだの数及び収容能力	一〇五二
第三十六規則 ダビット及び進水装置	一〇五四
第三十七規則 救命浮環の数	一〇五七
第三十八規則 非常照明	一〇五八
<b>第四章 無線電信及び無線電話</b>	
<b>A部 適用及び定義</b>	
第一 規則 適用	一〇五九
第二 規則 用語及び定義	一〇五九
第三 規則 無線電信局	一〇六一
第四 規則 無線電話局	一〇六一
第五 規則 第三規則及び第四規則の免除	一〇六一
<b>B部 聽守</b>	
第六 規則 聽守(無線電信)	一〇六一

第七 規則 時守(無線電話).....	一〇六五
第八 規則 聽守(VHF無線電話).....	一〇六五
C部 技術的要件.....	一〇六六
第九 規則 無線電信局.....	一〇六六
第十 規則 無線電信設備.....	一〇六七
第十一 規則 無線電信自動警急機.....	一〇七五
第十二 規則 方向探知機.....	一〇七七
第十三 規則 発動機付救命艇に取り付ける無線電信設備.....	一〇七九
第十四 規則 救命用の端艇及びいかだのための持運び式無線装置.....	一〇八一
第十五 規則 無線電話局.....	一〇八三
第十六 規則 無線電話設備.....	一〇八四
第十七 規則 VHF無線電話局.....	一〇八八
第十八 規則 無線電話自動警急機.....	一〇八九
D部 無線日誌.....	一〇九〇
第十九 規則 無線日誌.....	一〇九〇
第五章 航行の安全.....	一〇九三
第一 規則 適用.....	一〇九三
第二 規則 危険通報.....	一〇九三

第三 規則 危険通報に必要な情報	一〇九四
第四 規則 気象業務	一〇九七
第五 規則 氷の監視の業務	一〇九九
第六 規則 氷の監視機関管理及び経費	一一〇〇
第七 規則 氷の付近における速力	一一〇二
第八 規則 航路指定	一一〇一
第九 規則 遭難信号の濫用	一一〇三
第十 規則 遭難通報(義務及び措置)	一一〇三
第十一 規則 信号燈	一一〇四
第十二 規則 人員の配置	一一〇五
第十三 規則 船舶に備える航行設備	一一〇六
第十四 規則 航行援助施設	一一〇六
第十五 規則 捜索及び救助	一一〇六
第十六 規則 救命信号	一一〇六
第十七 規則 水先人用のはしご及び昇降機	一一〇六
第十八 規則 VHF無線電話局	一一〇四
第十九 規則 自動舵装置の使用	一一〇四
第二十 規則 航海用刊行物	一一〇五

## 第二十一規則 國際信號書

一一一五

## 第六章 穀類の運送

一一一六

## A部 一般規定

一一一六

## 第一 規則 適用

一一一六

## 第二 規則 定義

一一一六

## 第三 規則 穀類の荷操り

一一一七

## 第四 規則 非損傷時復原性の要件

一一一七

## 第五 規則 縱通仕切り及び皿型積載

一一一八

## 第六 規則 固定

一一一〇

## 第七 規則 フィーダー及びトランク

一一一〇

## 第八 規則 共通積載

一一一〇

## 第九 規則 B部及びC部の規定の適用

一一一〇

## 第十 規則 承認

一一一〇

## 第十一 規則 穀類積載資料

一一一三

## 第十二 規則 同等物

一一一三

## 第十三 規則 特定の航海に対する免除

一一一四

## B部 仮定傾斜モーメントの計算

一一一四

## 第一節 仮定空間の意義及び非損傷時復原性の計算方法

一一一四

(A) 総則.....	一一一四
第二節 満載区画室の仮定容積傾斜モーメント.....	一一一八
(A) 総則.....	一一二八
(B) 仮定.....	一一二九
(C) 共通積載区画室.....	一一三一
第三節 フィードー及びトランクの仮定容積傾斜モーメント.....	一一三三
(A) 適正に設けられた両翼部のフィードー.....	一一三三
(B) 主ハッチの上方のトランク.....	一一三四
第四節 部分積載区画室の仮定容積傾斜モーメント.....	一一三五
(A) 総則.....	一一三五
(B) 不連続縦通仕切り.....	一一三五
第五節 現存船の代替的積載方法.....	一一三五
(A) 総則.....	一一三五
(B) 特にばら積み穀類の運送に適した船舶への積付け.....	一一三六
(C) 承認の文書を備えない船舶.....	一一三七
C部 穀類の積付け設備及び固定.....	一一三八
第二節 穀類積付け設備の強度.....	一一三八
第二節 部分積載区画室における穀類の固定.....	一一三九

第一節 穀類積付け設備の強度	一一三九
(A) 総則	一一三九
(B) 両側に積載がされる仕切り	一一四一
(C) 片側にのみ積載がされる仕切り	一一四四
(D) □型積載	一一四九
(E) ばら積み穀類のバンドリング	一一五〇
(F) 満載区画室のハッチ・カバーの定着	一一五一
第二節 部分積載区画室における穀類の固定	一一五二
(A) 緊縛	一一五二
(B) 上積み	一一五四
(C) 袋入り穀類	一一五四
第七章 危険物の運送	一一五五
第一規則 適用	一一五五
第二規則 分類	一一五五
第三規則 包装	一一五六
第四規則 表示及び標識	一一五七
第五規則 書類	一一五七
第六規則 積付けの要件	一一五八

第七 規則 旅客船における火薬類	一一五九
第八章 原子力船	
第一 規則 適用	一一六〇
第二 規則 他の章の規定の適用	一一六〇
第三 規則 免除	一一六〇
第四 規則 原子炉装置の承認	一一六〇
第五 規則 原子炉装置の船舶における使用に対する適合性	一一六〇
第六 規則 放射線に対する安全	一一六一
第七 規則 安全説明書	一一六一
第八 規則 操作手引書	一一六一
第九 規則 検査	一一六二
第十 規則 証書	一一六二
第十一 規則 特別の監督	一一六三
第十二 規則 海難	一一六三
○付録 旅客船に対する安全証書の様式	
貨物船に対する安全構造証書の様式	一一六四
貨物船に対する安全設備証書の様式	一一六七
貨物船に対する安全無線電信証書の様式	一一六八
○付録 貨物船に対する安全設備証書の様式	一一七〇

一九七四年海上人命安全条約

七九八

貨物船に対する安全無線電話証書の様式.....

一一七二

免除証書の様式.....

一一七四

原子力旅客船に対する安全証書の様式.....

一一七五

原子力貨物船に対する安全証書の様式.....

一一七八

千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際  
条約

INTERNATIONAL CONVENTION FOR THE  
SAFETY OF LIFE AT SEA, 1974.

締約政府は、

合意により画一的な原則及び規則を設定する」とによつて海上における人命の安全を増進することを希望し、千九百六十年の海上における人命の安全のための国際条約の締結後の発展を考慮に入れ、同条約に代わる条約の締結によりこの目的を最もよく達成することができるることを考慮して、次のとおり協定した。

第一条 この条約に基づく一般的義務

この条約に基づく一般的義務

- (a) 締約政府は、この条約及びこの条約の不可分の一部をなす附属書を実施することを約束する。「この条約」というときは、同時に附属書を含めていうものとする。
- (b) 締約政府は、人命の安全の見地から船舶がその予定された用途に適合することを確保するため、この条約の十分かつ完全な実施に必要な法令の制定その他の措置をとることを約束する。

第二条 適用

この条約は、その政府が締約政府である国を旗国とする船舶に適用する。

THE CONTRACTING GOVERNMENTS,  
BEING DESIROUS of promoting safety of life at sea by establishing in common agreement uniform principles and rules directed thereto,

CONSIDERING that this end may best be achieved by the conclusion of a Convention to replace the International Convention for the Safety of Life at Sea, 1960, taking account of developments since that Convention was concluded,

HAVE AGREED as follows:

ARTICLE I

*General Obligations under the Convention*

(a) The Contracting Governments undertake to give effect to the provisions of the present Convention and the Annex which together will constitute an integral part of the present Convention. Every reference to the present Convention constitutes a like time reference to the Annex.

(b) The Contracting Governments undertake to promulgate all laws, decrees, orders and regulations necessary to ensure that, from the point of view of safety of life, a ship is fit for the service for which it is intended.

ARTICLE II

*Application*

The present Convention shall apply to ships entitled to fly the flag of States the Governments of which are Contracting Governments.

法  
令

### 第三条 法令

- 締約政府は、政府間海事協議機関（以下「機関」といふ。）の事務局長に次のものを送付しかつ寄託することを約束する。
- (a) すべての締約政府に対しその職員への情報として回章に付するため、海上における人命の安全のための措置を当該締約政府に代わってとる権限を与えた非政府機関の名簿
  - (b) この条約の範囲内の事項について定めた法令
  - (c) すべての締約政府に対しその職員への情報として回章に付するための、この条約に基づいて発給される証書の十分な数の見本

### 第四条 不可抗力の場合

- 不可抗力の場合は、
- (a) 出航の時にこの条約が適用されない船舶は、荒天その他の不可抗力により予定の航海を変更したために、この条約を適用されることはない。
  - (b) 不可抗力により乗船している者及び船長の難船者その他の者を運送する義務の履行により乗船している者については、船舶に対するこの条約の適用に当たり考慮に入れないと見本

### 第五条 非常の際の人の運送

非常の際の運送

- (a) 締約政府は、人命の安全に対する脅威を避けるために人を移動させることを目的とする場合には、この条約に基づいて運送することを認められる数を超える人員を自国の船舶で運送することを許可することができる。

### ARTICLE III Law, Regulations

- The Contracting Governments undertake to communicate to and deposit with the Secretary-General of the Inter-Governmental Maritime Consultative Organization (hereinafter referred to as "The Organization"):
- (a) A list of non-governmental agencies which are authorized to act in their behalf in the administration of measures for safety of life at sea for circulation to the Contracting Governments for the information of their officers;
  - (b) the text of laws, decrees, orders and regulations which shall have been promulgated on the various matters within the scope of the present Convention;
  - (c) a sufficient number of specimens of their Certificates issued under the provisions of the present Convention for circulation to the Contracting Governments for the information of their officers.

### ARTICLE IV Case of Force Majeure

- (a) A ship, which is not subject to the provisions of the present Convention at the time of its departure on any voyage, shall not become subject to the provisions of the present Convention on account of any deviation from its intended voyage due to stress of weather or any other cause of force majeure.
- (b) Persons who are on board a ship by reason of force majeure or in consequence of the obligation laid upon the master to carry shipwrecked or other persons shall not be taken into account for the purpose of ascertaining the application to a ship of any provisions of the present Convention.

### ARTICLE V Carriage of Persons in Emergency

- (a) For the purpose of evacuating persons in order to avoid a threat to the security of their lives, a Contracting Government may permit the carriage of a larger number of persons in its ships than is otherwise permissible under the present Convention.
- (b) Such permission shall not deprive other Contracting Governments of any right of control under the present Convention over such ships which come within their ports.

合意によ  
つて作成  
される特  
別規則

この条約により締約政府の全部又は一部の間の合意によつて  
特別規則が作成された場合には、当該特別規則は、すべての締  
約政府に対し回章に付するため機関の事務局長に送付する。

- (d) この条約に明文の規定がない事項については、締約政府の  
法令に従うものとする。
- (i) この条約が適用される船舶についてこの条約に明文の規  
定がない事項
- (ii) この条約が適用される船舶についてこの条約に明文の規  
定がない事項
- (c) (b)に規定する条約又は取極がこの条約に抵触する限度にお  
いては、この条約が優先する。
- (d) この条約に明文の規定がない事項については、締約政府の  
法令に従うものとする。

## 第七条 合意によつて作成される特別規則

When in accordance with the present Convention special rules are drawn up by agreement between all or some of the Contracting Governments, such rules shall be communicated to the Secretary-General of the Organization for circulation to all Contracting Governments.

従前の条  
約

- (a) (a)の許可は、他の締約政府が自国の港に入った(a)にいう船  
舶を(i)の条約に基づいて監督する権利を奪うものではな  
い。
- (b) (a)の許可を与える締約政府は、その許可について、事情の  
説明とともに機関の事務局長に通知する。
- (c)

## 第六条 従前の条約

### ARTICLE VI

#### *Prior Treaties and Conventions*

- (a) As between the Contracting Governments, the present Convention replaces and abrogates the International Convention for the Safety of Life at Sea which was signed in London on 17 June 1960.
- (b) All other treaties, conventions and arrangements relating to safety of life at sea, or matters pertaining thereto, at present in force between Governments parties to the present Convention shall continue to have full and complete effect during the terms thereof as regards:
- (i) ships to which the present Convention does not apply;
- (ii) ships to which the present Convention applies, in respect of matters for which it has not expressly provided.
- (c) To the extent, however, that such treaties, conventions or arrangements conflict with the provisions of the present Convention, the provisions of the present Convention shall prevail:
- (d) All matters which are not expressly provided for in the present Convention remain subject to the legislation of the Contracting Governments.

### ARTICLE VII

#### *Special Rules drawn up by Agreement*

## 第八条 改正

一九七四年海上人命安全条約

### ARTICLE VIII

#### *Amendments*

- (a) この条約は、この条に定めるいすれかの手続に従つて改正することができる。
- (b) 機関における審議の後の改正
  - (i) 締約政府が提案する改正案は、機関の事務局長に提出するものとし、同事務局長は、審議の少なくとも六箇月前に、その改正案を機関のすべての加盟国及びすべての締約政府に対し回覈に付する。
  - (ii) (b)(i)の規定により提案されかつ回覈に付された改正案は、審議のため機関の海上安全委員会に付託する。
  - (iii) 締約政府は、自國が機関の加盟国であるかどうかを問わず、改正案の審議及び採択のため海上安全委員会の審議に参加する権利を有する。
  - (iv) 改正案は、(b)(iii)の規定により拡大された海上安全委員会（以下「拡大海上海上安全委員会」という。）に出席しかつ投票する締約政府の三分の二以上の多数による議決で採択する。ただし、投票の際に締約政府の少なくとも三分の一が出席していることを条件とする。
  - (v) (b)(iv)の規定に従つて採択された改正は、受諾のため、機関の事務局長がすべての締約政府に送付する。
  - (vi) (1) この条約のいすれかの条又は附属書第一章の規定の改正は、締約政府の三分の一が受諾した日に受諾されたものとみなす。
    - (2) 附属書第一章以外の附属書の改正は、次のいすれかの日に受諾されたものとみなす。
      - (aa) 改正が受諾のため締約政府に送付された日から一年

- (i) The Present Convention may be amended by either of the procedures specified in the following paragraphs.
- (b) Amendments after consideration within the Organization:
  - (i) Any amendment proposed by a Contracting Government shall be presented to the Secretary-General of the Organization, who shall circulate it to all Member Governments and Contracting Governments at least six months prior to its consideration.
  - (ii) Any amendment proposed and circulated as above shall be referred to the Maritime Safety Committee of the Organization for consideration.
  - (iii) Contracting Governments of States, whether or not Members of the Organization, having consented to participate in the proceedings of the Maritime Safety Committee for the consideration and adoption of amendments.
  - (iv) Amendments adopted by a two-thirds majority of the Contracting Governments present and voting in the Maritime Safety Committee proposed for acceptance on the date which it is accepted by two-thirds of the Contracting Governments.
  - (v) An amendment to the Annex, other than Chapter I, shall be adopted by a two-thirds majority of the Contracting Governments present and voting in the expanded Maritime Safety Committee.
  - (vi) (1) An amendment to an Article of the Convention or to Chapter I of the Annex, which shall be deemed to have been accepted by two-thirds of the Contracting Governments, on condition that at least one-third of the Contracting Governments shall be present at the time of voting.
  - (2) An amendment to the Annex, other than Chapter I, shall be deemed to have been accepted by two-thirds of the Contracting Governments present and voting in the expanded Maritime Safety Committee.
  - (ca) At the end of two years from the date on which it is deemed to have been accepted by Contracting Governments for acceptance, if no objection is made to Contracting Governments for acceptance; or
  - (b) at the end of a different period, which shall not be less than one year, so determined by a resolution of the Contracting Governments present and voting in the expanded Maritime Safety Committee.
  - (d) An amendment to an Article of the Convention or to Chapter I of the Annex, which is deemed to have been accepted by Contracting Governments for acceptance, if within the specified period either more than one-third of Contracting Governments or Contracting Governments which constitute not less than fifty per cent of the gross tonnage of the world's merchant fleet, notify the Secretary-General of the Organization that they object to the amendment; it shall be deemed not to have been accepted.
  - (vii) (1) An amendment to an Article of the Convention or to Chapter I of the Annex, shall enter into force with respect to those Contracting Governments which have accepted it, six months after the date on which it is deemed to have been accepted, and with respect to each Contracting Government which accepts it after that date, six months after the date of that Contracting Government's acceptance.
  - (2) An amendment to the Annex other than Chapter I shall enter into force with respect to all Contracting Governments, except those which have objected to the amendment under

を経過した日

(bb) 採択の際に拡大海上安全委員会に出席しかつ投票する締約政府の三分の二以上の多数により決定された場合には、(aa)に定める期間以外の当該決定された期間

(一年以上とする。)を経過した日

ただし、定められた期間内に三分の一を超える締約政府又はその商船船腹量の合計が総トン数で世界の商船船腹量の五十パーセントに相当する商船船腹量以上となる締約政府により機関の事務局長に対し改正に反対する旨の通告がされた場合には、当該改正は、受諾されなかつたものとみなす。

(vii) (1) この条約のいすれかの条又は附属書第一章の規定の改正は、これを受諾した締約政府については、その改正が受諾されたとみなされる日の後六箇月で効力を生ずるものとし、また、その日の後に受諾する締約政府については、その受諾日の後六箇月で効力を生ずる。

(2) 附属書第一章以外の附属書の改正は、(b)(vi)(2)の規定によりその改正に反対しかつその反対を撤回しなかつた締約政府を除くすべての締約政府について、その改正が受諾されたとみなされる日の後六箇月で効力を生ずる。もつとも、その改正が効力を生ずべき日前に、いすれの締約政府も、その効力発生の日から一年以内の期間又はその改正の採択の際に拡大海上安全委員会に出席しかつ投票する締約政府の三分の二以上の多数により決定する一層長い期間その改正の実施を延期する旨を機関の事務局長に通告することができる。

(c) 会議による改正

(c) Amendment by a Conference.

(i) Upon the request of the Contracting Government concerned in by at least one-third of the Contracting Governments, the Organization shall convene a Conference of Contracting Governments to consider any amendment proposed by such a Government.

(ii) Every amendment adopted by such a Conference by a two-thirds majority of the Contracting Governments present and voting shall be communicated by the Secretary-General of the Organization to all Contracting Governments for acceptance.

(iii) Unless the Conference decides otherwise, the amendment shall be deemed to have been accepted and shall enter into force in accordance with the procedures specified in subparagraphs (b)(vi)(2) and (b)(vii)(2) of Article VI and the Maritime Safety Committee shall be asked to mean references to the Conference to the Organization.

(d) (i) A Contracting Government which has accepted an amendment to the Annex which has entered into force shall not be obliged to extend the benefit of the present Convention in respect of the certificates issued for a ship entitled to fly the flag of a State not party to the Convention which, pursuant to the procedure set out in Article VI(2) of the Convention, has withdrawn such an objection but only to the extent that such certificates relate to matters covered by the amendment in question.

(ii) A Contracting Government which has accepted an amendment to the Annex which has entered into force shall retain the benefit of the present Convention in respect of the certificates issued to a ship to the present Convention of the Government of which, pursuant to the provisions of subparagraph (b)(vi)(2) of this Article, has notified the Secretary-General of the Organization that it exempts itself from giving effect to the amendment.

(e) Unless expressly provided otherwise, any amendment to the present Convention under subparagraph (b)(vi)(2) of this Article shall apply only to the keels of which are laid or which are at a similar stage of construction, on or after the date on which the amendment enters into force.

(f) Any declaration of acceptance of, or objection to, an amendment or any notice given under subparagraph (b)(vi)(2) of this Article shall be given in writing to the Secretary-General of the Organization concerned by the Contracting Government of any such admission and the date of its receipt.

(g) The Secretary-General of the Organization shall inform all Contracting Governments of any amendments which enter into force together with the date on which each such amendment enters into force.